Ⅴ．キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	11,619,629千円
定期預金	△3,500,000千円
期末資金残高	8,119,629千円

２．重要な非資金取引

⑴　現物寄附による資産の取得

工具器具備品	803,347千円
図書	1,012千円
備品費等	131,419千円
合計	935,779千円

⑵　ファイナンス・リースによる資産の取得

28,445千円

⑶　資産除去債務の額

561,722千円

Ⅵ．国立大学法人等業務実施コスト計算書関係

１．引当外退職給付増加見積額のうち国又は地方公共団体からの出向職員分

38,177千円

２．特定償却資産の除却損については、従来「損益外固定資産除却相当額」に計上しておりましたが、当事業年度より「損益外除売却差額相当額」の区分に計上しております。

Ⅶ．重要な債務負担行為

当事業年度中に契約済で、期末日において未履行のものは以下のとおりです。

（単位：千円）

内　　容	契約金額	翌期以降の支払額
すばる望遠鏡ＴＵＥ（トップユニット交換装置）：ＨＳＣ対応改造　一式	108,500	27,140
すばる望遠鏡新主焦点観測装置の製造等　一式	1,885,700	453,890
アタカマ大型ミリ波サブミリ波干渉計（アルマ）用７ｍアンテナ　11台	4,788,000	1,384,345
アタカマ大型ミリ波サブミリ波干渉計（アルマ）７ｍアンテナ用熱外乱抑制システム　一式	1,005,000	262,509
アタカマ大型ミリ波サブミリ波干渉計（アルマ）７ｍアンテナ用風外乱補正システム　12式	730,000	203,867
信号遅延校正等システム　12式	230,000	65,322
アルマ12mアンテナバックパネル等改修　一式	339,000	155,940
アタカマ大型ミリ波サブミリ波干渉計（アルマ）アンテナ用受信機室温度安定化システム16台	399,000	182,284
次世代超大型望遠鏡の主鏡セグメント鏡の試作　一式	64,890	64,890
大電力中性粒子入射加熱装置実験終了後点検及び実験開始前整備作業　一式	126,000	126,000
大型ヘリカル装置用ヘリウム液化機点検作業　一式	120,750	120,750
ＬＨＤ用ヘリウム液化機ヘリウム循環圧縮機ユニット改造作業　一式	194,250	194,250
大型ヘリカル装置用閉構造ダイバータ　一式	1,533,000	1,533,000
ヘリウム液化装置	238,875	238,875
ヘリウム液化装置用周辺機器	59,325	59,325

Ⅷ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債及び政府保証債等に限定し、資金調達については行っておりません。資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人法第47条の規程に基づいており、株式等は保有しておりません。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴現金及び預金	11,619,629	11,619,629	—
⑵長期未払金	(4,027,966)	(4,143,582)	(115,615)
⑶未払金	(10,689,749)	(10,689,749)	(—)

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

⑴　現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　長期未払金

長期未払金はリース取引によるものであり、時価の算定については一定の期間ごとに区分した長期リース債務の元利金の合計額を、リスク・フリーレートに近い財政投融資資金の借入に係る利率で割り引いて現在価値を算定しております。

⑶　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

Ⅸ．賃貸等不動産関係

当法人は、東京都その他の地域において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅹ．資産除去債務関係

１．資産除去債務の概要

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の規定に基づくフロン類の除去義務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の規定に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の除去義務及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく有害物質の同位元素等を使用している建物及び工具器具備品の放射線の除去義務並びに土地の賃貸借契約等に伴う原状回復義務であります。